明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則（最高裁一〇）　一

〔告示〕
○消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁一五）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一八七）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一九二一～一九三〇）　三
○保安林の指定を解除する件（同一九三一～一九三五）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九三六）　四
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同一九三七）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二九四）　六
○直轄砂防工事を施行する件（同一二九五）　六

〔人事異動〕
文部科学省　スポーツ庁　東京都　三　七
重県　福岡県　大阪市　堺市　広島市　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
労働
中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）　八

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八

〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　三〇
会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第十号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十月十二日

最高裁判所

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表家庭裁判所の項中「次席書記官」を「次席書記官　総括主任書記官」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　大谷　直人